

# 令和元年度 第4回 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 議 事 録

## 〔会議概要〕

日 時	令和2年2月17日（月）午前10時5分から午前11時16分まで	
場 所	佐倉市役所1号館 6階大会議室	
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1) 特定施設入居者生活介護事業所整備法人公募の選考結果について (2) 令和2年度佐倉市地域包括支援センター運営方針（案）について (3) その他（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票） 3. 閉会	
出席委員（12名）	会 長：岩淵 康雄〔医師〕 副会長：寺田 清美〔社会福祉協議会〕 委 員：秤屋 尚生〔歯科医師〕 粟生 和明〔民生委員・児童委員〕 住吉 アキ子〔ボランティア団体〕 川崎 順子〔高齢者クラブ〕 大嶋 和俊〔施設介護サービス事業者〕 大野 哲義〔在宅介護サービス事業者〕 岡田 恭比呂〔公募市民〕 椎橋 玲子〔公募市民〕 根本 弘子〔公募市民〕 松井 強〔公募市民〕	
欠席委員（2名）	佐久間 勉〔公募市民〕 石川 雅俊〔学識経験〕	
事務局	福祉部長 高齢者福祉課長 主幹（介護保険統括担当） 生きがい支援班長   副主幹 包括支援班長       副主幹 包括ケア推進班長   副主幹 介護給付班長       副主幹 介護資格保険料班長 主 査 介護給付班         主査補 包括ケア推進班     主 事 包括ケア推進班     主 事 生きがい支援班     主 査 生きがい支援班     主査補	佐藤 幸恵 小林 知明 向後 妙子 小田 賢治 佐久間 丈幸 緑川 由佳 平岡 和美 籠橋 千鶴子 伊藤 耕 鶴岡 駿 水谷 明雄 中川 佳奈 菅井 康成
その他	傍聴者 4人	

〔会議録〕

発言者	内 容
○ 高齢者福祉課長	<p><b>【開会】</b></p> <p>ただいまより「令和元年度第4回佐倉市 高齢者福祉・介護計画 推進懇話会」を開会いたします。なお、本日、議事録作成のため録音をしておりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>議事に入る前に、配布資料の確認をいたします。〔配布資料名を読み上げて確認〕では、ここからは佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、会長に議長をお願いします。</p>
□ 会長	<p>規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p><b>【会議の成立】</b></p> <p>当懇話会の設置要綱第7条第2項に「委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない」とあります。委員の過半数が出席していますので、本日の会議は成立しています。</p> <p><b>【会議の公開】</b></p> <p>本日の会議の内容は、公開することにより公正・円滑な議事運営が阻害されるものに当たらないため、会議は公開とし傍聴を認めることとしますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり。）</p> <p><b>【議事1】</b></p>
□ 会長	<p>議事1「特定施設入居者生活介護事業所整備法人公募の選考結果について」、事務局から説明をお願いします。</p>
○ 高齢者福祉課 (平岡)	<p>第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画は、第7期の特定施設入居者生活介護の整備目標を1施設66床としています。資料1-1「特定施設入居者生活介護事業所整備法人公募の概要」をご覧ください。1ページは前回の懇話会で説明した公募概要です。2ページをご覧ください。今回応募があったのは1法人で、法人名HITOWAケアサービス株式会社、関東を中心に広く特定施設等の運営を行っています。提案内容は、施設名が仮称イリーゼ西志津、所在は西志津3丁目、志津図書館や西志津スポーツ多目的広場の南に、鉄骨造3階建66床の施設を整備するものです。</p>
□ 会長	<p>続いて、選考検討会の会長を務めた寺田副会長から審査選考結果の報告をお願いします。</p>
□ 副会長	<p>本件選考について報告します。資料1-2のとおり、応募書類による1次審査とヒアリング評価を除く2次審査を高齢者福祉課で行った後、2月6日に当懇話会委員から選任の6名で構成する事業者選考検討会を開催し、応募法人からのヒアリングと質疑のうえ評価採点を実施しました。最終的な評価結果は、資料1-3のとおりです。応募法人はHITOWAケアサービス株式会社1法人のみで、評価結果は得点率79.1パーセントと公募要領に定める基準を上回るため、当該法人を</p>

発言者	内 容
	候補者に選考しました。事業者選考検討会の選考どおり、資料１－４により懇話会の意見として市長に報告されますようお願いいたします。以上です。
□ 会長	本件について、意見、質問がありましたら、お願いします。
□ 会長	応募法人は、どのような会社ですか。県内でも事業をしていますか。
○ 高齢者福祉課 (平岡)	応募法人は、首都圏を中心に全国で有料老人ホームを１２０、グループホームを含めると１３０近い施設を運営しています。近隣では、千葉市稲毛区や八千代市に施設があります。大手であり、マニュアル等を見てもしっかりとしているとの印象を受けました。
□ A委員	この会社は、以前の長谷川介護サービスです。船橋や八千代みどり台、八千代台あたりでもイリーゼという名で施設を運営しています。
□ B委員	法人のパンフレットがあると分かりやすいので、可能なら配布をお願いします。
○ 高齢者福祉課 (平岡)	次回から付けるようにします。
□ 会長	他に指摘や意見はありませんか。では、特に問題もないようなので、事業者選考検討会の選考結果に従い、資料１－４の案のとおり市長に報告することとします。
	<b>【 議事２ 】</b>
□ 会長	次に、議事２「令和２年度佐倉市地域包括支援センター運営方針（案）について」、事務局の説明をお願いします。
○ 高齢者福祉課 (緑川)	<p>市町村が地域包括支援センター業務を委託する場合、委託先に対してセンターの運営方針を示すと介護保険法に規定され、その方針は事業評価の結果や運営協議会の意見を踏まえるとされていますので、地域包括支援センター運営協議会でもある当懇話会のご意見をお願いいたします。</p> <p>前回の懇話会時には未公表だった事業評価の全国平均が公表されたので、先にその結果を説明してから、運営方針案の説明をします。資料２－２「令和元年度市町村及び地域包括支援センター事業評価の結果」をご覧ください。レーダーチャートが示すとおり、佐倉市は千葉県平均、全国平均と比べ、概ね高い結果となっておりますが、権利擁護と地域ケア会議が、共に全国平均、千葉県平均を下回る結果となりました。権利擁護については、５ページ、市町村指標２６のＱ４５の成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準をセンターに示さなかったことが要因です。また、地域ケア会議については、６ページの市町村指標にバツの項目がありますが、市の地域ケア会議の取り組みが不十分だったことが、全国平均を下回った原因です。前回の懇話会でもご指摘いただきましたが、今後、地域ケア会議を推進する取り組みの改善に努めてまいります。</p> <p>次に、２ページをご覧ください。センターごとの評価と全国平均との比較です。</p>

発言者	内 容
	<p>各センターとも概ね全国平均を上回る結果となっています。この評価の具体的な内容は、3ページから7ページのセンター指標部分に記載しています。バツが付いた項目については、来年度の運営方針に明示することで、また、管理者会議等で周知することで改善を図り、評価100パーセントを目指します。</p> <p>続いて、資料2-1「令和2年度佐倉市地域包括支援センター運営方針（案）」をご覧ください。〔以下、資料2-1を詳細説明〕</p> <p>《本年度の方針からの変更概要》</p> <p>① 5ページ「(4) 開所日・開所時間」の開所時間について、従来の午後6時までを午後5時30分までに変更。県内のセンターを調べたところ大半が午後5時あるいは午後5時15分までで、長いところでも午後5時30分であったことと、センターの事務処理を考慮。</p> <p>② 6ページに「(4) 広報活動」の項目を新設。市民意識調査の結果、若年層での認知度が低かったことの改善を目指す。</p> <p>③ 7ページに「(11) 実習生等の受け入れ」の項目を新設。既にも実績もある、人材育成のため大学等の教育機関から市に依頼のあった実習生の受け入れ（業務に支障のない範囲で）を明文化。</p> <p>④ 8ページの「ア 成年後見制度の活用促進」に、従来記載の無かった市長申し立てについて明文表示。</p> <p>⑤ 9ページ「(5) 地域ケア会議推進事業」に、地域ケア会議及び地域ケア推進会議の開催計画や市と地域ケア会議の機能協議の項目を追加。</p> <p>□ 会長 本件について、意見、質問がありましたら、お願いします。</p> <p>□ C委員 権利擁護と地域ケア会議の評価が、全国平均を下回っているとのことですが、市から基準が示されていない理由は何ですか。</p> <p>○ 高齢者福祉課（緑川） 日頃からセンター管理者会議等で認識の共有はしていましたが、文書で示してはいませんでした。書面で示されていないと国の定めた指針でバツが付いてしまいます。</p> <p>□ C委員 では、次回には基準を満たすのですね。もう一点、職員が8、9名配置されるとのことですが、人員確保はうまくいっているのでしょうか。</p> <p>○ 高齢者福祉課（緑川） 前回ご報告しましたが、志津南部で職員が交替したり、南部地区では看護職の欠員が長期となった等がありましたが、現状では欠員はありません。来年度も欠員が無いよう望みますが、県内の状況は、特に保健師、看護師の配置が難しくなっていると聞いています。</p> <p>□ C委員 欠員になったときに、市の職員がセンターの手伝いをすることはないのですか。</p> <p>○ 高齢者福祉課（緑川） 困難事例については、市のケースワーカーと一緒に対応する等バックアップしていますが、センター業務に市の職員が直接従事することはありません。受託する</p>

発言者	内 容
□ D委員	<p>法人内で遣り繰りをしていただいています。</p> <p>資料2-2、6ページ39、Q59の「センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか」で、市の評価指針に丸が付いていますが、市は毎回参加していますか。私が出た地域ケア会議では、市の職員を見ていません。また、7ページの(5)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援は、包括5カ所の評価が丸だと、市の評価が丸になるのですか。</p>
○ 高齢者福祉課 (緑川)	<p>地域ケア会議の出席者は、その都度、各センターが決めます。センターで必要と判断し市に出席依頼があれば市の職員が参加しますが、声がかからなければ参加しないので、毎回出席ではありません。また、介護予防ケアマネジメントの市の評価指標は、センターに対し市が関与できているかを問うものです。市としては、介護予防ケアマネジメントに十分な関与ができているとして丸を付けています。</p>
□ E委員	<p>資料2-1、9ページの地域ケア会議のところに「会議の目的に応じ、市職員、・・・高齢者クラブ等のうちから、必要に応じて出席者を調整」とあるが、まちづくり協議会が含まれていません。以前に、まちづくり協議会も参加可能か尋ね、良いとお答えいただいた。ここに、まちづくり協議会も書き入れておくと、センターとしても呼びやすくなると思いますが、いかがでしょうか。</p>
○ 高齢者福祉課 (緑川)	<p>まちづくり協議会にも参加いただきたいので、修正して文言を追加します。</p>
□ E委員	<p>資料2-1の5ページ(4)は、閉所時間を午後6時から午後5時30分に変更するとのことですが、先日、私的にセンターに伺った時に、午後7時でも何人か残って仕事をしていました。時間間際に駆け込みで相談者が来れば、そこから時間がかかってしまう。働き方改革も言われており、将来的には午後5時までになる過渡的なものかとも考えますが、皆さんのご意見を伺えればと思います。</p>
□ C委員	<p>受付時間と退所時間とを分けているということは、ないのですか。</p>
○ 高齢者福祉課 (緑川)	<p>銀行の3時閉店と同じイメージで、5時半にドアやシャッターを閉めるということです。時間外の電話は、法人に転送して相談に対応することは変わりません。</p>
□ 会長	<p>開所時間が長いですね。</p>
○ 高齢者福祉課 (緑川)	<p>職員を早番と遅番に、8時30分から午後5時30分まで勤務と9時から午後6時まで勤務に分けて対応しているとのこと。遅番の場合、駆け込みでケアマネジャーが相談に来ると7時頃までかかることがあると聞いていますので、午後5時半までと周知を図り、それまでに相談を終えるようお願いしたいと思います。</p>
□ 会長	<p>資料2-2、2ページのレーダーチャートを見ると、各包括とも、ほとんど全国平均を上回っています。権利擁護は若干低めと言っても、ほぼ平均並みだから、佐</p>

発言者	内 容
	倉の包括は全体的に見るとすごく良いということですか。
○ 高齢者福祉課 (緑川)	そのように捉えています。
□ A委員	地域ケア会議で扱った困難事例は、実際、佐倉市で何例ぐらいありますか。対応困難な事例の統計は取っていますか。
○ 高齢者福祉課 (緑川)	いま手元に数字の用意がありませんが、多いのは認知症独居のケース、ゴミ屋敷、路上生活者などで、そうした方に関する地域ケア会議には、市職員は高齢者福祉課だけでなく、障害部門の職員や、公園に住み着いている場合には公園担当職員にも参加してもらっています。
□ A委員	どうしても介護を考えてしまうけれど、それらも地域ケア会議に入る訳ですね。たしか、包括を委託にする時に、一部は直営として市に残しておいて欲しいと要望した記憶がありますが、現在、ケアマネでは対応が難しい困難事例などを直営でやっている市の介護職はいますか。
○ 高齢者福祉課 (緑川)	包括支援センターで関係性を構築できなかったケースや、虐待事例でも権限を持って市が入った方がよい場合など、市のケースワーカーが中心で動いています。その他に、一部は包括に委託していますが、介護予防事業を直営で実施しています。また、総合相談ということで電話相談を行っています。
□ A委員	介護認定調査員は、今年の4月からは、ケアマネでなくとも良いという話が出ていますが、佐倉市の認定調査は、どのような体制でやっていますか。
○ 高齢者福祉課 (向後)	認定調査は、市職員が7名、非常勤の調査員が15名、その他に個人委託をしています。
□ A委員	包括がやるということはないのですか。
○ 高齢者福祉課 (向後)	認定調査には従事していません。
□ E委員	資料2-2、5ページのセンター指標26の「成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか」が全てバツになっています。なぜ、今まで共有されていなかったのですか。
○ 高齢者福祉課 (緑川)	成年後見の市長申し立てについては、これまでも包括から相談があれば個別の対象者の状況に応じて協議すること等を管理者会議等で確認しており、共有していなかった訳ではありませんが、文書で示していないためバツが付きませんでした。
□ E委員	成年後見の件はレクチャー等でこれまでも共有をしていたけれど、明文化されていなかったということですね。わかりました。

発言者	内 容
○ 高齢者福祉課 (佐久間)	<p>成年後見の市長申し立てについては、策定中の制度利用促進計画に合わせ新たなマニュアルを作成する予定なので、包括支援センターにも提供していきます。</p>
□ 会長	<p>では、さまざまな意見をいただきましたが、これらの意見も踏まえて令和2年度地域包括支援センターの適切な運営を図るようお願いします。</p>
□ 会長	<p>【 議事 3 】          続いて、議事3「その他」ですが、事務局から何か報告等がありますか。</p>
○ 高齢者福祉課 (小田)	<p>ただいま配布した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」調査票を説明します。市町村介護保険事業計画を策定するにあたり、一般高齢者と介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援1・2の方を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定に資するのを目的として実施するものです。調査結果は、厚労省が作成した「地域包括ケア『見える化』システム」に登録し、経年比較や地域間比較等による分析を行います。</p> <p>設問は、必須項目と任意項目で構成され、システムによる他の地域等との比較を可能にするため、設問の変更は基本的に認められていません。佐倉市では、現行計画策定時に、厚労省から示された設問に独自の設問を追加して調査を実施しており、次期計画策定に当たっても、経年変化を把握するため、任意部分を含む厚労省の示す全項目と佐倉市独自の項目により調査を実施します。</p> <p>設問の右肩に星印が付いたものが任意の調査項目で、星印が無いのが必須項目。なお、この星印は本日の説明用なので、実際の調査票に星印は付きません。</p> <p>前回と異なるのは2カ所。1点目は9ページ「問5 地域での活動について」の(1)に「⑤介護予防のための通いの場」が追加されています。2点目は13ページの「問8 認知症にかかる相談窓口の把握について」が新たに追加されました。</p> <p>調査は、圏域ごとに対象者を無作為抽出する標本調査として行います。精度を高めるため、分析単位ごとに400件程度の回答が必要とされており、日常生活圏域ごとに400件以上回収を見込んで実施します。なお、第7期計画策定時の平成29年度に実施した調査の概要を、「当日配布資料2」に掲載しています。</p>
□ 会長	<p>ただいまの説明について、意見、質問がありましたら、お願いします。</p>
□ D委員	<p>調査票の字が大きく、高齢者に読みやすく良いと思います。9ページの間5「⑤介護予防のための通いの場」は例が出ていて分かりやすい。「④学習・教養サークル」にも例を入れた方がイメージを掴めて良いと思いますが。</p>
○ 高齢者福祉課 (菅井)	<p>調査項目は基本的に変更が認められていません。⑤の通いの場は、実際に行っている名称を列挙と指示が付いていたため示したものですので、ご了承ください。</p>
□ 会長	<p>資料1、9ページの間5にグループとありますが、グループとは何人からをいうのでしょうか。</p>

発言者	内 容
○ 高齢者福祉課 (小田)	市民公益活動の場合は、2人以上10人未満をグループ、10人以上を団体としていますが、この調査では明確に定義されていません。
□ 会長	13ページ、問8(1)の「認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか。」ですが、認知症の診断はすごく難しい。完全なゼロ、1ではないから、ある意味、みんな認知症なので。ここでは、必ずしも病院で診断されたという意味ではないということでしょうか。
○ 高齢者福祉課 (小田)	それよろしいかと思います。
□ F委員	調査の実施時期等は介護事業所等にも周知しますか。利用者から尋ねられることがあっても、何のことか分からなくて困ることがありますので。
○ 高齢者福祉課 (小田)	ご意見として受け止めさせていただきます。
□ C委員	前回の回収率が6割から7割とのことですが、回答しなかった人の共通の理由等を推し量れるものはありますか。
○ 高齢者福祉課 (小田)	回答しない理由は把握していません。
□ B委員	高齢者には、郵便ポストまで行けない人もいます。そういう人を把握していますか。3割が回答しないのは、そういったこともあるのではないのでしょうか。
○ 高齢者福祉課 (小田)	調査対象は、65歳以上の一般高齢者、要支援1・2の方、介護予防・日常生活支援総合事業対象者なので、基本、自立歩行をできる方と認識しています。市民意識調査等の回収率は5割程度なので、この調査の回収率は高い方だと思いますが、さらに回収率を高めるよう努力します。
□ B委員	私の担当した要支援2の方で、家の中は歩けても、外は歩けないという方がいました。要支援1・2でも症状によっては外に出られない方もいるので、参考までに意見を述べました。
□ D委員	この調査は、何年ごとにやっているのですか。
○ 高齢者福祉課 (小田)	計画期間が3年なので、3年ごとにやっています。
□ F委員	調査対象は、年齢ごとに対象の人数を決めたりはしないのでしょうか。
○ 高齢者福祉課 (小田)	無作為抽出で行い、年齢ごとではありません。
□ F委員	そうすると、もしかしたら偏りが生じることもありうるということですか。

発言者	内 容
○ 高齢者福祉課 (小田)	意図的にならないよう無作為抽出によるとの厚労省の指針に従って行います。国のシステムに入力して比較するため、全国同一形式で融通が利かないこともありますが、ご容赦いただきたいと思います。
□ 会長	では、意見も出尽くしたようですので、各委員の意見も踏まえ、調査を執行していただきたいと思います。
□ 会長	<p style="text-align: center;"><b>【 連絡事項 】</b></p> ここまでを通して、あらためて質問や意見等ありますでしょうか。無ければ、事務局から連絡事項はありますか。
○ 高齢者福祉課 (小田)	次回の推進懇話会は6月頃に開催予定です。日時等が決まり次第、文書でお知らせしますので、よろしく願いいたします。
□ 会長	<p style="text-align: center;"><b>【 議事終結 】</b></p> 以上で、本日の議事はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。
○ 高齢者福祉課長	<p style="text-align: center;"><b>【 閉 会 】</b></p> 会長には議長をお務めいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございました。 これにて「令和元年度第4回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」を閉会といたします。ありがとうございました。